

医療保険の保険者間調整の簡素化により、被保険者の負担が軽減

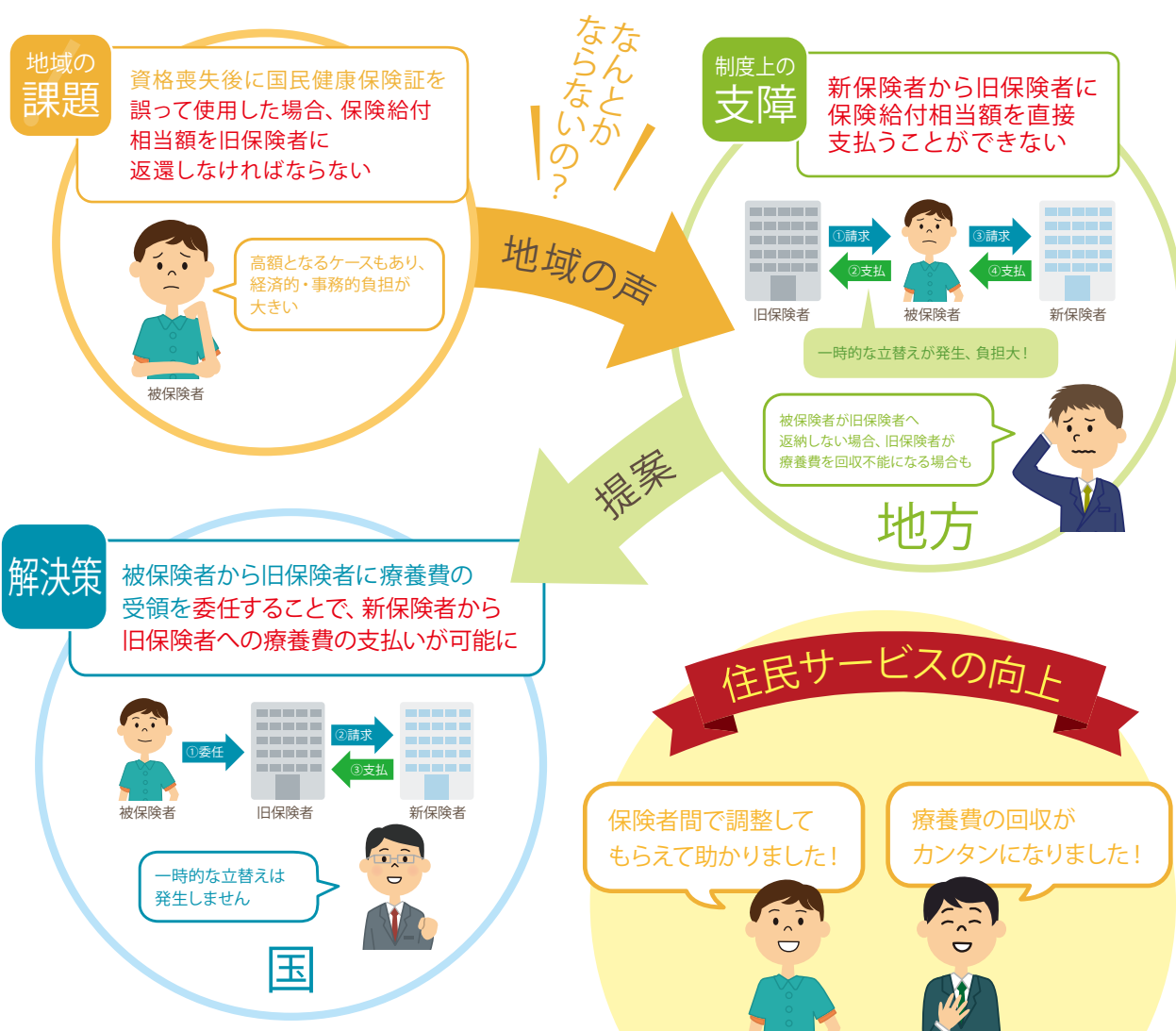
～資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤払調整手続の簡素化・迅速化～

詳しくは
提案募集方式データベース
「26年」
管理番号「219・348」
で検索!
QRコードからもアクセスできます



ポイント

資格喪失した被保険者の受診に伴う保険者負担分の医療費について、新旧の保険者間で調整が可能になったことにより、被保険者の負担を軽減（通知）



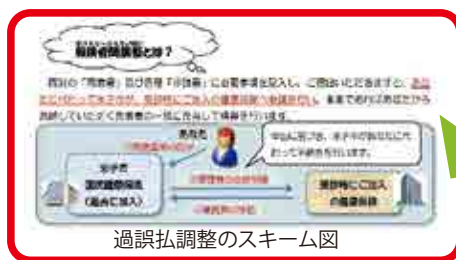
新制度利用を呼びかける独自の取組で、 被保険者の利便性を向上



取組の概要 「新制度の利用を呼びかける独自の取組を実施」

- 従来は、資格喪失後に国民健康保険証を誤って使用した場合、被保険者（利用者）が旧保険者の負担した医療費を一旦全額支払う必要があった。
- 被保険者負担分の医療費が高額にわたる場合、分納での支払いを認めていたが、返済期間中に被保険者と連絡が取れなくなる等、徴収に不調を来すケースが生じていた。
- 提案の実現により、保険者間調整の手続を普及するため案内文書を独自に作成。
- 社会保険への加入の届出があった際に、資格喪失後受診が確認できた被保険者に過誤払調整の説明を予めしておくことで、スムーズにその後の保険者間調整を進めることができるように努めている。
- 国の統一的な仕組みの他、米子市独自で国民健康保険団体連合会を介在させた代理受領方式による調整を実施。

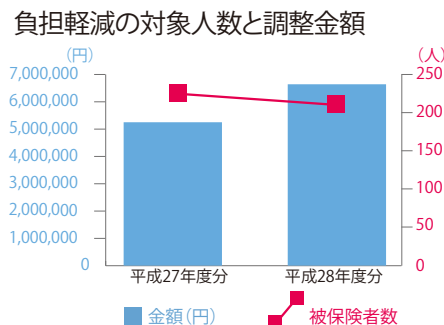
案内文書に新制度の概要図を入れる等
分かり易くする工夫



新制度普及のための案内文書

取組の成果 「新制度の利用が進み、被保険者の負担が軽減」

- 被保険者が市町村国保の負担分を一旦全額支払う必要がなくなり、提案実現後の27・28年度で延べ437人、約1,186万円の被保険者の過誤払調整負担が軽減されるなど、利用者の利便性が向上。
- 保険者間調整により未納金の返済が進み、療養費申請の時効期間内（2年）に、未納金889,005円（平成25・26年度分）の88.6%に当たる796,411円が、提案実現後の平成27・28年度中に保険者間調整で返納された。



療養費の一時的立替えがなくなり助かりました！

関係者の声
被保険者



一時的とはいえ、高額な診察料を立替えるとなったら、大きな負担となります。そのような経済的な負担もなく、保険者間で診察料の調整をしていただくのは、とても助かりました。

保険者間調整の結果、返還金債権の回収が容易に

関係者の声
保険者



保険者間調整によって、従来のやり方では難しかった返還金債権の回収が、全国健康保険協会や共済組合等の様々な健康保険組合とできるようになりました。

介護事業所の共用の規制の 明確化により、事業所の スペースを有効活用へ

～指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制の明確化～

詳しくは
提案募集方式データベース
「28年」
管理番号「28」
で検索!
QRコードからもアクセスできます



ポイント

指定小規模多機能型居宅介護の居間と食堂の共用に関する規制を明確化し、
介護事業所のスペースを有効活用することが可能に (通知)



介護事業所のスペースを有効活用し、最小限の人員でサービス利用者の交流機会を確保



取組の概要 「新旧の介護事業所でサービスの円滑な移行を目指す」

- 過疎地域の指定を受けた人口1,500人弱の島牧村では、介護福祉サービス提供事業所が不足しており、限られたマンパワーやスペースを効率的に活用し、介護福祉サービスを提供することが長年の課題となっていた。
- 高齢社会への対応として、複数の介護福祉サービスを提供する建物の建設を計画している中、現在のサービス利用者が新しい建物でも利用することができるかが懸案となっていた。



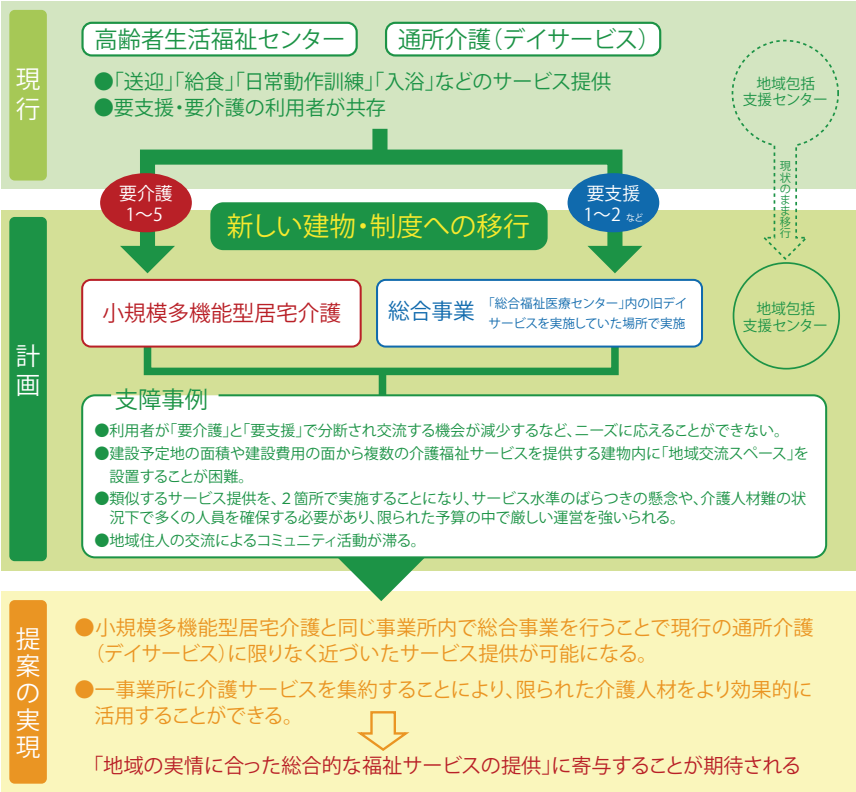
要介護者及び要支援者の交流風景

- 提案の実現により、「要介護」「要支援」の区別なく、現在のサービス利用者全員に新しい建物でもサービスを提供することとした。
- 新しい建物は、平成29年度より着工し、平成31年度から小規模多機能型居宅介護の事業を開始する予定である。

取組の成果 「事業所のスペースを有効活用でき交流活動の維持が可能に」

- 現在のサービス利用者全員（要介護者19名・要支援者13名）が新たな建物でもサービスを受けることが可能となり、「要介護」「要支援」の違いにより分断されることなく交流が継続され、利用者の利便性の維持が図られることとなった。
- 現在のサービス利用者からは、「馴染みの職員・他の利用者との関係が断たれることがなくなって良かった」との喜びの声が寄せられている。
- サービスを集約することにより、スペースを効率的に活用でき、提案の実現前と比べて、必要な介護職員の増員数が11名から8名と3名効率化され、必要最小限の人員（介護職員14名）で従来と同様の介護福祉サービスを提供することが可能となった。

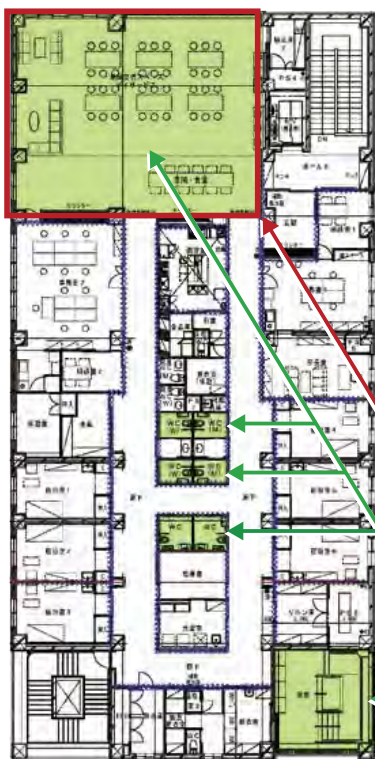
提案実現のイメージ図



総合福祉医療センター及び建設予定地



新しい建物の平面図（2F部分）



新しい建物の完成イメージ図



	用途
3F	機械室 屋上避難スペース
2F	小規模多機能型居宅介護事業所
1F	ピロティー(自動車車庫)

提案実現により、
要介護者と要支援者の共用が
可能になったスペース

現行のデイサービスを移行して実施

提案募集方式により、サービス利用者 同士の交流の場を守れました！

関係者の声

島牧村
福祉課 課長
及川 光輝 氏



- 福祉課に配属される前の部署では地方分権改革を担当しており、地方分権の知識を活かし、現職での課題解決の手段として提案募集方式を活用しました。
- 島牧村においては交通手段が限られており、同じ曜日に事業所を利用している利用者同士の家を行き来することは困難で、事業所利用が唯一の交流になることがほとんどです。
- 現在のデイサービスに通っている利用者の生きがいとも言える交流が続けられ、分断を回避できたことが最大の成果であると考えています。

障害者グループホームと特別養護老人ホームの合築により、多様な住民が暮らせる住環境が改善

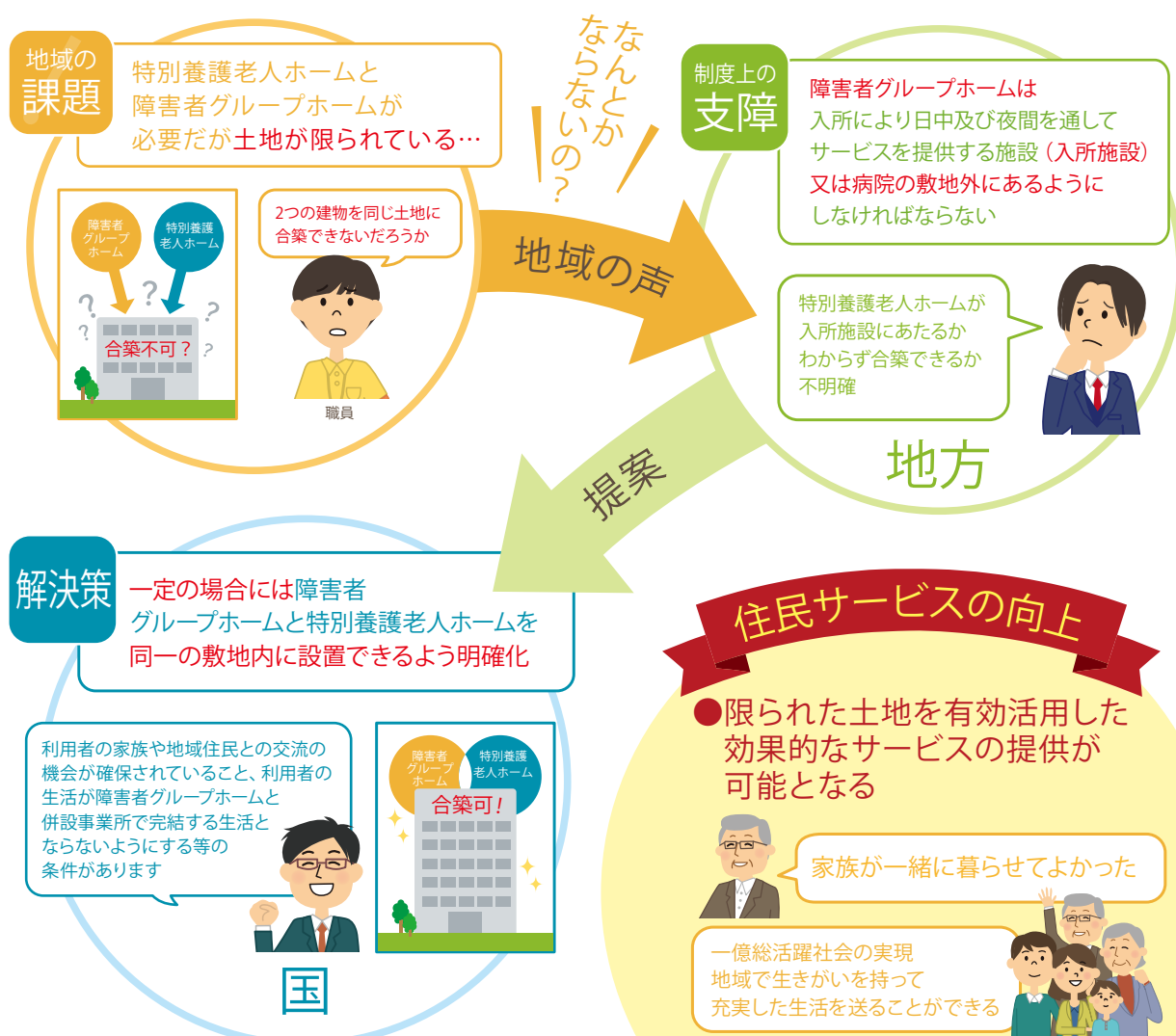
～障害者グループホームと特別養護老人ホームを同一敷地内に整備する場合の基準の明確化～

詳しくは
提案募集方式データベース
「28年」
管理番号「269」
で検索!
QRコードからもアクセスできます



ポイント

障害者グループホームと特別養護老人ホームとを同一敷地内に設置可能であることが明確化されたことにより、障害者の高齢化による要介護状態への進行などを見据えた別け隔てのない生活の場の提供が可能に（通知）



障害者グループホームと特別養護老人ホームを区有地の同一敷地内に整備



取組の概要 「同一敷地内に整備し、限られた土地を有効活用」

- 江戸川区は高齢者の増加率が高く、区内に19の特別養護老人ホームがあるものの、待機者数は700名を超える状況となっている。また、障害者グループホームも64事業所あるが、満床状態で区外のグループホームを利用している者も多数に及んでいることから、区内の限られた土地に、両方の建物を効率的に整備することが課題となっていた。(平成29年10月末日現在)

※平成18年～平成29年の10年間における東京都全体の高齢者の増加率は4.13%であるのに対し、江戸川区は5.16%。

- このため、提案募集方式の活用を検討した結果、特別区長会としての提案となった。この提案の実現により、交通利便性が良く、近くに江戸川を臨み、住環境が良好な区有地に障害者グループホームと特別養護老人ホーム等を同一敷地内に一体的に整備する計画が進行している。

取組の成果 「共生社会の実現が可能に」

- 障害者や要介護者が入居できる建物を合築により整備することにより、年齢や障害の有無などに制約を受けることなく、家族と一緒に暮らすことができるなど、それぞれの個性が発揮される共生社会の実現を後押しすることが期待される。このことは、江戸川区が目指す、少子・高齢化社会に対応した日本の未来像の一つでもある。
- 合築による建物の整備は、限られた土地の有効活用と建設コストの低減などにより、通常よりも安い利用料金で入居が可能になることも期待される。

障害者グループホームと特別養護老人ホームなどの合築のイメージ



出典:社会福祉法人章佑会

障害者の将来的な高齢化や障害の
重度化などにも、最低限の環境変化で
生活が守られることが嬉しい

関係者の声
江戸川区民の方



障害者グループホームの入居者が高齢・重度化により生活が困難になった時など、同一敷地内に特別養護老人ホームがあれば、これまでの仲間と離れることなく必要最小限の環境変化で円滑に移行できるなど、何よりも住民にとっては有り難い。完成が待ち遠しい。

T O P I C S

誰もが支え合える 生活の場の 提供を目指して ～江戸川区の本整備に掛ける想い～

江戸川区 福祉部長 斉藤 猛 氏



江戸川区が掲げる「高齢者・子ども・障害者など、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしい暮らしを続けられる場所の提供」という実現に向け、住環境として最適な区有地に障害者グループホームと特別養護老人ホーム等を一体的に整備する計画を進めることとしていました。しかし、これが国の基準に抵触するのではないかという疑義が生じた時、職員の中から内閣府地方分権改革推進室が進める提案募集方式を活用してはどうかという意見があがりました。早速、内閣府に相談し、一緒に論点整理をしていただいた結果、私共が構想する建物が整備できることが明確化されました。

分権改革により、限られた土地の有効活用が図られ、増々進展する高齢化社会への対応や、障害者を含めた誰もが住み慣れた場所で暮らせる選択肢が広がった成果をしっかりと住民の皆様へ還元をし、引き続き実現に向けて努力していきたいと思えます。

地域の実情に応じた工場立 地基準の策定により、周辺 環境と調和した産業が発展

～工場の緑地面積率などに係る地域準則の策定権限の移譲～

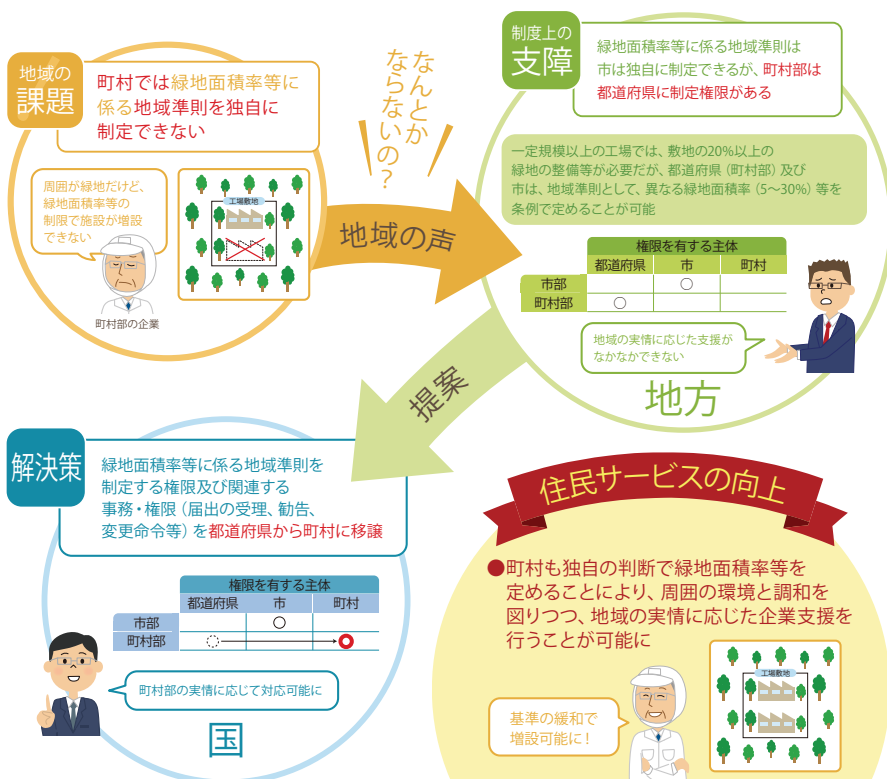
詳しくは
提案募集方式データベース
「27年」
管理番号「106・175」
で検索！
QRコードからもアクセスできます



ポイント

工場の緑地面積率などに係る地域準則の策定権限等が町村に移譲され、
地域の周辺環境を踏まえた独自の基準づくりが可能に

(「工場立地法」の一部改正)



町独自の地域準則条例により、企業のスムーズな事業活動を支援



取組の概要・成果

- 従来の工場立地法では、都道府県が地域準則を策定しない限り、全国一律の基準（緑地面積率等）が適用されていたため、自然豊かな地方部の企業からは、町村に対し、周辺の環境を考慮した独自の基準の策定を望む声が多く寄せられていた。
- また、町村は企業立地促進法の特例を使えば緑地面積率等の基準の緩和が可能であるが、その場合、区域の位置付けを県に提案し、さらに県において基本計画の変更を行い、経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、必要な条例が制定できず、迅速な対応が困難であった。
- そこで、企業の声に対応し、迅速な措置を講ずるため、町村においても市と同様の条例制定権を得られるよう、市貝町と那珂川町を含む町村からの要望を受けた栃木県や全国町村会が行った提案が実現し、必要な制度改正が行われた。
- 制度改正を踏まえ、両町は緑地面積率等に係る独自の地域準則条例を制定した。平成29年4月に条例が施行され、町内企業からは条例制定に対して感謝の声が聞かれており、工場敷地内の設備投資の検討が進んでいる。

いちかいまち

市貝町（栃木県）における緑地面積率等に係る地域準則

条例制定前（国の基準）

区域	工業専用地域 (赤羽工業団地及び赤羽西部工業団地)	条例制定後
うち緑地	20%以上	5%以上
環境施設 (緑地を含む)	25%以上	10%以上



町の条例を適用した市貝町（栃木県）の工場

規制緩和により、企業を核とした地域活性化が 図られることを期待しています！

関係者の声

いちかわまち
市貝町 企画振興課
主任
藤平 淳一 氏



Q.条例を制定しようと思った最初のきっかけを教えてください

町に対し、地元企業から緑地面積率及び環境施設面積率の緩和要望があり、栃木県産業政策課（提案団体）との情報連携を図りつつ、なるべく早期に条例制定できるように検討に着手しました。

Q.条例を制定した後の効果をどのように実感していますか？

規制緩和されたことで地元企業が活動しやすくなり、工場増設による雇用の増加など、町全体としても、企業を核として活性化が図られることを期待しています。



関係者の声

なかがわまち
那珂川町 商工観光課
係長
渋谷 直樹 氏

地元企業からの相談がきっかけでした

Q.条例を制定しようと思った最初のきっかけを教えてください

地元企業をヒアリング訪問した際、場内の環境施設を物品仮置き場として拡張したいとの相談がありました。企業のニーズを踏まえ、庁内での検討を進めました。

Q.条例を制定した後の効果をどのように実感していますか？

地元企業からも好評いただき、条例を制定して良かったと考えています。今回の条例では工業団地を対象区域としましたが、今後もきめ細やかな対応をしていきたいです。

今後の事業活動を円滑に進めるためにも 地域にフィットした新基準の策定に感謝

関係者の声

いちかわまち
市貝町 企業関係者



出荷量の増加にともない、緑地環境と敷地の有効活用とのバランスを考慮しながら、工場内の生産施設の再編を模索していました。

一方、周辺の自治体（市）では、すでに緩和後の独自の基準が適用*され、環境保全と企業活動の両立が図られており、町においても、地域にフィットした基準の策定をなるべく早期に実現いただきたいと要望していました。

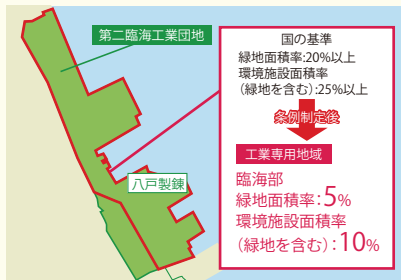
今後の事業活動を円滑に進めていく上で、市貝町の対応には大変感謝しています。

*平成23年8月の第2次一括法により、緑地面積率に係る地域準則の策定等の権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。

TOPICS

町村だけでなく、市の取組も進んでいます

取組の概要 緑地面積率及び環境施設面積率基準の緩和



●左図の「第二臨海工業団地」に位置する八戸製錬株式会社では、八戸市が独自の緑地面積等基準を策定したことによって、生産量の増加に対応した倉庫や製品の洗浄施設を既存の工場敷地内に増設することができた。企業関係者からは、市の取組に対し感謝の声が届いている。



八戸市は、北東北随一の工業都市であり、臨海部に大規模な工業港、漁港や工業団地が形成されています。工場立地についても、第2次一括法による工場立地法の改正を受けて、市独自の緑地面積率等の基準を条例化し、地域の工業の健全な発展を図っています。

東北地方の中でも積雪量が比較的少なく、交通網、港湾施設が充実した八戸市の特徴を活かして、地方分権改革も活用しながら、企業誘致を積極的に進めていきたいと考えています。

関係者の声

八戸市
産業労働課 課長
久保 朝生 氏



関係者の声

八戸製錬株式会社
代表取締役社長
吾妻 伸一 氏

市の新基準の策定を知るまでは、現在の工場から少し離れた場所に用地を取得して施設を建てようと考えていましたが、新基準の適用によって現在の敷地内に増設でき、工期やコスト縮減の面でも大変助かりました。

取組の概要 企業の要望に応えた産業の振興を後押し

●伊豆の国市は、企業からの要望に応え、平成28年6月に条例を制定し、産業の振興を後押しした。



制度への理解度を深めることからのスタート

関係者の声

伊豆の国市
政策戦略課 課長
菊地 昌宏 氏



地元企業から要望をいただき、条例を制定するための準備に取りかかりました。まず、国の準則の頃の緑地面積率の設定根拠をたどるところから始めて、当時策定された計算式の解説に大変苦労しましたが、これによって制度への理解を深め、その上で、県内市町における緑地面積率の設定状況を調査し、本市としてどの程度の割合が妥当か、庁内の会議で議論を行い、検討を進めていきました。

地域が主体となった農地転用手続の迅速化により、住民の利便性が向上

～農地転用許可権限の指定市町村等への移譲～

詳しくは
提案募集方式データベース
「26年」
管理番号
「16・138・420」
で検索！
QRコードからもアクセスできます



ポイント

面積に応じて、国の許可又は協議が必要だった農地転用について、都道府県と同様の権限を持つ指定市町村制度が創設され、市町村が主体となった農地の確保とまちづくりの両立が可能に

(①「農地法」及び②「農業振興地域の整備に関する法律」の一部改正)

農地の総量確保のための 仕組みの充実 (平成27年6月26日施行)

国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して**実効性のある目標管理の仕組みを構築**

- 地域における農地の実情を反映
(市町村の参画)→市町村の意見聴取手続の創設など

農地転用許可の権限移譲等 (平成28年4月1日施行)

農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、**地方に移譲等**

- 2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
- 4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
- 農地等の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村^{*}に

都道府県と同様の権限を移譲

※指定基準(関係政令を平成27年12月24日に、関係省令を平成28年1月28日に改正)

以下3点を基本

- ①優良農地を確保する目標を定めること
- ②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること
- ③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

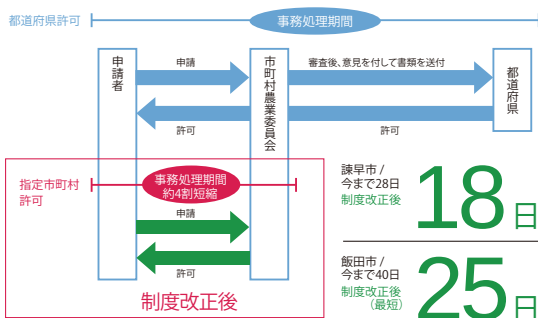
旧制度		改正後	
4ha超	国	4ha超	都道府県 指定市町村 ※国協議(法定受託事務)
4ha以下 2ha超	都道府県 ※国協議(法定受託事務)	4ha以下 2ha超	都道府県 指定市町村 (自治事務)
2ha以下	都道府県 (自治事務)	2ha以下	都道府県 指定市町村 (自治事務)

市が主体となり、農地の確保とまちづくりを両立して進めるとともに、農地転用の事務処理をスピードアップ



取組の概要・成果「農地転用の事務処理期間約4割短縮や市の方針に沿った開発が可能に」

- 農地転用許可に係る事務処理期間として、従来、諫早市は28日、飯田市は40日を要していた。指定市町村となり、許可権者が市長となったことで、農地転用許可申請における市から県への進達（意見を付した書類を送付）や都道府県の審査が不要となった。
- このため、事務処理期間が約4割短縮されるなど、申請者にとっての利便性が向上し、申請を代行した行政書士等からは「早く許可が下りるようになり、ありがたい」など好意的な評価がなされている。
- また、飯田市においては、例えば、市の土地利用方針に沿って、中山間地域において農地の確保と調和した形で、市が自ら実施する移住等を目的とした住宅建設等が市の判断でできるようになるなど、個別施策の推進における市の主体性が高まり、住民サービスが向上することが期待されている。



全国的な動向

- 平成29年12月末日現在、44市町が指定市町村となり、都道府県と同様の権限が移譲されている。

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定状況
(平成29年12月末日現在)

市町村数 **44** 市町
都道府県数 **20** 道県

